

平成20年度
長野県公共事業再評価について

平成21年2月
長野県公共事業評価監視委員会

目 次

1 . 本委員会で審議対象とした事業の考え方	・・・ 1
2 . はじめに	
～ 審議にあたっての本委員会の基本的なスタンス ～	・・・ 3
3 . 再評価事業に関する委員会としての意見	・・・ 4
(1) 道路改築事業	: 国道 142 号 佐久南拡幅 (佐久市)
(2) 街路事業	: 都市計画道路 内環状南線 中条 (松本市)
(3) 県営住宅建替事業	: 南松本団地 (松本市)
(4) 県営住宅建替事業	: 小井川団地 (岡谷市)
(5) 広域基幹河川改修事業	: (一) 犀川 久米路 (長野市、信州新町)
(6) "	: (一) 天竜川 天竜川上流 (岡谷市、辰野町)
(7) "	: (一) 奈良井川 (松本市、塩尻市、朝日村)
(8) "	: (一) 松川 (須坂市、小布施町)
(9) "	: (一) 蛭川 松代 (長野市)
(10) 治水ダム建設事業	: (一) 清川 清川ダム (飯山市)
(11) 河川総合開発事業	: (一) 芦部川 郷土沢ダム (豊丘村)
(12) "	: (一) 夜間瀬川 角間ダム (中野市、山ノ内町)
(13) "	: (一) 黒沢川 黒沢ダム (安曇野市)
(14) "	: (一) 駒沢川 駒沢ダム (辰野町)
(15) 県営林道開設事業	: 長谷高遠線 (伊那市)
(16) "	: 白馬小谷東山線 (白馬村、小谷村)
	(審議順)
4 . おわりに	・・・ 1 2

平成 20 年度 長野県公共事業評価監視委員会 意見書

～ ～ 平成 20 年度の再評価対象事業に関する意見 ～ ～

1. 本委員会で審議対象とした事業の考え方

県が実施するすべての公共事業（環境部、農政部、林務部、建設部、企業局が所管する事業）のうち、一定の基準に基づき再評価を実施し、その対応方針案について、長野県公共事業再評価委員会から長野県公共事業評価監視委員会（以下、「本委員会」という。）に審議が求められた事業数は 31 件であった。

長野県公共事業評価監視委員会設置要綱においては、再評価の対象事業から、本委員会が審議対象を抽出するとされていることから、すべての案件について説明を聞いたうえで、審議に先駆け、すべての案件を審議の対象とするか、本委員会で独自の抽出基準なり判断根拠をもって審議する事業を選定するかを議論した。

その結果、以下の基準に基づき、16 事業について審議の対象とすることを決定した。

（図-1 および表-1 参照）

- (1) 近年、全国的な自治体の財政難にあつて、公共事業についてはコスト面からの評価が重要視されており、残事業が多い（進捗率が低い）場合などは、将来的な財政負担が大きくなることが予想される。そのため、まずは残事業費面からの抽出を行うことにし今回の審議対象としては、平成 21 年度以降の『残事業費が 10 億円以上』を選定の必要条件とした。
- (2) また、進捗率が概ね 90%以上の事業については、たとえ残事業費が大きい場合でも、残事業を中止とすることで、全体計画との整合性や投資効果への影響から、過去に進めてきた事業の機能を損なうことが大きいことから、平成 20 年度末の『進捗率が 85%未満』であることも選定の必要条件とした。
- (3) さらに、上記の選定基準に加え、個別事業ごとに審議の必要性があるかも検討した。その結果、県営住宅建替事業については 2 事業が再評価委員会から上げられてきたものの、住宅政策は「福祉政策」の一環であり、事業費規模や進捗率からだけでは事業の妥当性・適切性を評価できないこと、既に居住者が住んでいる事業であり、2 事業のうち一方の事業だけを評価することは、住民に対する平等性に欠けることなどの判断から、住宅建替事業の 2 件については、今回の審議対象とすることにした。

図-1 平成 20 年度の審議対象事業の考え方

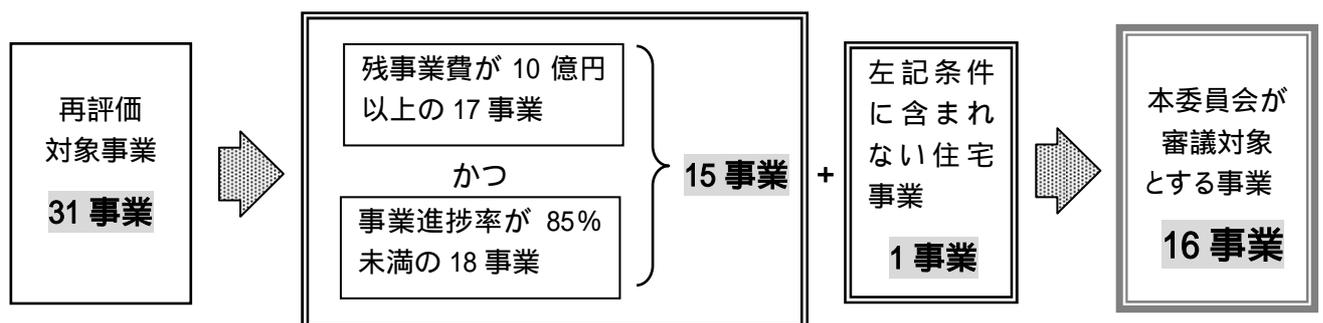


表-1 平成20年度 公共事業再評価対象箇所および本委員会での抽出

(審議順)

分野	事由	事業名	路河川名等	箇所名 (市町村名)	着手 年度	完成 予定 年度	現行計画			再評価案		審議 対象 事業 No
							総事業費 (百万円)	H20末事 業 進捗率 (%)	H21以降 残事業費 (百万円)	方針	縮減額 (百万円)	
道路 7件	再々評価	国補道路改築	(国)117号	替佐～静間バイパス (中野市～飯山市)	H元	H22	9,139	88	1,040	継続	—	
	再評価	国補道路改築	(国)142号	佐久南拡幅 (佐久市)	H11	H24	5,100	60	2,000	継続	—	
	再々評価	国補道路改築	(国)152号	高遠バイパス (伊那市)	S54	H22	11,000	97	251	継続	—	
	"	国補道路改築	(国)152号	向井万場拡幅 (飯田市)	S52	H22	9,980	85	1,424	継続	—	
	"	国補道路改築	(国)292号	富倉バイパス (飯山市)	S60	H23	5,489	90	506	継続	—	
	再評価	国補道路改築	(一)松代篠ノ井線	赤坂橋 (長野市)	H11	H23	3,900	91	336	継続	—	
	"	国補道路改築	(一)米川飯田線	天竜橋 (飯田市)	H11	H23	2,115	82	371	継続	—	
街路 1件	再評価	国補街路	(都)内環状南線	中条 (松本市)	H11	H27	3,673	46	1,998	継続	—	
住宅 2件	再評価	県営住宅建替	県営南松本団地	芳野 (松本市)	H11	H23	5,296	56	2,307	(見直して) 継続	705	
	再評価	県営住宅建替	県営小井川団地	加茂 (岡谷市)	H11	H22	1,648	62	611	(見直して) 継続	211	
河川 13件	再評価	広域基幹河川改修	(一)犀川	久米路 (長野市、信州新町)	H11	H24	2,666	44	1,500	継続	—	
	再々評価	広域一般河川改修	(一)湯川	中軽井沢 (軽井沢町)	H元	H25	1,850	77	430	継続	—	
	"	広域基幹河川改修	(一)浦野川	下之糸 (上田市)	S47	H21	6,092	99	80	継続	—	
	"	広域基幹河川改修	(一)天竜川	天竜川上流 (岡谷市、辰野町)	S37	H30年代	16,167	53	7,511	一時休止	—	
	"	広域基幹河川改修	(一)奈良井川	松本市・塩尻市・朝日村	S16	H30年代	49,775	72	13,551	継続	—	
	"	広域基幹河川改修	(一)農具川	白塩 (大町市)	S63	H21	1,882	98	34	継続	—	
	"	広域基幹河川改修	(一)松川	松川 (須坂市・小布施町)	S39	H20	4,979	51	1,320	中止	1,320	
	"	広域基幹河川改修	(一)蛭川	松代 (長野市)	S35	H30年代	19,493	79	4,120	(見直して) 継続	181	
	再々評価	治水ダム建設	(一)清川	清川ダム (飯山市)	H4	-	10,200	3	9,884	中止	9,884	
	"	河川総合開発	(一)芦部川	郷土沢ダム (豊丘村)	H3	-	11,000	13	9,570	中止	9,570	
	"	河川総合開発	(一)夜間瀬川	角間ダム (中野市・山ノ内町)	S60	-	25,000	5	23,612	一時休止	—	
	"	河川総合開発	(一)黒沢川	黒沢ダム (安曇野市)	H3	-	15,000	4	14,260	一時休止	—	
	"	河川総合開発	(一)駒沢川	駒沢ダム (辰野町)	H5	-	6,000	6	5,640	一時休止	—	
林道 8件	再々評価	県営林道開設	矢筈	飯田市	H3	H22	1,017	92	80	継続	—	
	"	県営林道開設	戸谷沢	須坂市	H4	H25	850	73	230	(見直して) 継続	21	
	"	県営林道開設	弓の又	阿智村	H元	H26	4,700	92	396	継続	—	
	"	県営林道開設	千遠	飯田市・泰阜村	S37	H28	5,590	89	635	(見直して) 継続	20	
	"	県営林道開設	長谷高遠	伊那市	S55	H28	6,028	83	1,039	(見直して) 継続	111	
	"	県営林道開設	高森山	大鹿村	S58	H28	3,320	81	618	(見直して) 継続	20	
	"	県営林道開設	白馬小谷東山	白馬村・小谷村	S48	H29	2,420	59	1,001	(見直して) 継続	6	
	"	県営林道開設	田口十石峠	佐久市・佐久穂町	H3	H38	3,060	71	878	(見直して) 継続	15	
31件										合計	22,064	

(注) 完成予定年度は、現時点の完成予定年度を示す。

2.はじめに ～ 審議にあたっての本委員会の基本的なスタンス ～

【平成 20 年度の再評価事業への臨み方】

「何を」、「どのように」評価するか

本委員会では、審議の冒頭で、各事業の担当者に対して、費用対効果（B / C）の「便益、効果（B）」を「何」、または「どのように」考えているかの確認と議論を行っている。それは、従来のように、「（Bは）国が定めた指標であり、全国的に共通とされている」といった考え方では、長野県が目指す政策実現に対する効果と見なすことができないケースもあるからである。事業評価は、より政策的な見地から行わなければならない。

そのため、各事業において、計画（設計）を見直してコスト縮減を図る努力は当然のことであり、「縮減の発想」とは別に、当該事業が「地域（の振興や生業や生活）に、真にどれほど寄与しているか」といった視点からの評価に重点を置き、以下のような多角的な視点から意見具申を行う。

- 1) 今回の再評価にかかるほど長く続いてきた事業自体の歴史的背景や社会的背景、
- 2) 事業を行うに当たって多様な意見が存在するであろう地域住民への配慮と説明等プロセスの妥当性、
- 3) 地勢・地理的条件からみた安全性、経済状況からみた将来性、福祉政策からみた安心度

地域の「今」と「将来」を見据える

長野県内には中山間地が多く存在するが、公共事業の遅れは、地域の活力を減衰させながら過疎化に拍車をかけるような事態をも生み出す可能性がある。特に、道路や林道、河川やダムなど、整備に数十年かかる大規模な基盤整備事業が完成した暁には、時代の変化や地域の変化の中で「地域における役割」が不完全となることも想定される。本委員会では、このような「中山間地問題」等も視野に入れ、将来を見据えた抜本的かつ総合的な（多角的な専門性をもった）提言を行っていくよう心掛ける。

公共事業 = 「悪」ではなく、一つひとつの事業の背景を再チェック

また、本委員会で審議を行った 16 事業では、長野県公共事業再評価委員会から、9 事業が「継続」「見直して継続」、7 事業で「一時休止」「中止」との報告があった。「一時休止」「中止」の報告がなされた事業は、いずれも河川事業（河川改修事業、河川総合開発事業、治水ダム事業）であった。

特に長野県では、『「脱ダム」宣言』以降、「ダムによらない治水・利水対策」を各河川で検討してきた。本委員会としては、「ダム無しか、ダム有りか」の是非の議論に陥ることなく、一つひとつのダム事業について、“ゼロ”から、当該地域における治水・利水の事業のあり方を見ていく必要があると判断した。そこで、「中止」「一時休止」となった事業についても、個々の事業の背景や代替事業の考え方などを確認し、「中止」「一時休止」とすることの妥当性・適切性を審議した。

【審議結果のとりまとめ方】

審議では、各事業に対して多角的視点から様々な課題も示されたため、本意見書のとりまとめとしては、それらの中から重要な意見を記載することとした。

意見書の構成としては、事業ごとに「県案に対する審議結果」、「事業推進上の多角的な意見」、「事業評価上の意見」の順に整理することとする。

3. 再評価事業に関する委員会としての意見

(1) 道路改築事業 : 国道142号 (佐久市 佐久南拡幅)

【 県案に対する審議結果】

当該事業は事業採択後9年が経過しており、平成20年度末での事業進捗率は60%、用地進捗率は81%となる見込みである。

今現在、生活道路として機能しているだけでなく、広域的な物流ルートとしての機能も果たしており、1)大型車の交通量が多い、2)生活交通と通過交通の混在、3)中部横断自動車道佐久南IC(平成22年度開通予定)との接続による広域的な道路交通要所としての機能の増大などが、現地調査により確認できた。

従って、「事業は継続」とする長野県公共事業再評価委員会の案どおり、当該事業を進められたい。

【 事業推進上の多角的な意見】

- ・当該区間は、交通量が多いだけでなく、事故も多発していることが指摘された。その原因は、交通量の多さや渋滞等の混雑(通勤時)に因るものではなく、大型車(産業交通)の通過交通のスピードや追い越し(対向車線)交差点の右左折時の接触などが原因となっている。道路の改築により、さらに利便性が高まることでの事故の多発も予想されるため、今後、公安委員会との調整に入るとのことではあるが、信号機による系統制御などのソフト面も併せて迅速に検討することが望まれる。
- ・また、周辺には小中学校や高校が立地し、歩道の交通量も、歩行者37人/12時間、自転車121台/12時間があり、特に通学時間帯に集中することが課題である。当該区間は、歩道の拡幅も進められているが、歩道内での自転車事故が全国的にも多発しており、また昨今、法律改正等が行われたこともあり、そうした生活交通を安全かつ円滑に流す適切な対処(標識、自転車・歩行者分離、学校等を通じた意識啓発等)を施すことが求められる。

【 事業評価上の意見】

- ・今回、当該道路を評価するに当たっての課題として以下のようなことが指摘されたので、今後の参考とされたい。
 - 1) 将来的な交通予測として、国の交通量センサスを活用する従来の手法を採っているが、今後は、「どこからどこへ向かう」、「どういう交通なのか(どういう通過交通か、どういう産業交通か、観光・生活交通の実態等)」...といった交通の質の把握が、今後、道路&交通政策を考えるうえでも望まれる。
 - 2) 評価に当たっては、当該区間と、佐久都市圏全体における産業・生活交通との関係性が見えるような資料の出し方を求めたい。(都市圏の人口規模、人口流動、地域内での産業交通など)

(2) 街路事業：都市計画道路 内環状南線（松本市 中条）

【 県案に対する審議結果】

当該事業は事業採択後 9 年が経過しており、平成 20 年度末での事業進捗率は 46%、用地進捗率は 77%となる見込みである。

当該道路の沿線では高度な土地利用が進み、松本都市圏の都市機能を支えていくうえでも、都市形成上あるいは都市内交通（生活）上、重要な整備であることが確認できた。

従って、「事業は継続」とする長野県公共事業再評価委員会の案どおり、当該事業を進められたい。

【 事業推進上の多角的な意見】

・委員会内では、当該道路の事業推進そのものよりも、松本都市圏内での道路整備が遅れており（そもそも、片側 2 車線道路が少ない）それへの対処として以下のような指摘が挙げられた。

- 1) 松本市内には幅員が狭い道路が多く、交通容量の小さい道路で交通ネットワークが形成されており、交通処理能力が十分でない。さらに、一方通行規制も多数存在し、ドライバーにとって利用し難い交通ネットワークとなっている。事業推進は、松本市内の土地利用およびトリップ特性を見極めつつ、適正な道路整備の着工優先順位を決め、道路機能の維持向上も図っていく必要がある。
- 2) 松本市内の交通ネットワークが複雑であることから、生活道路にも多数の通過交通が進入しているおそれがある。そのため、道路整備を進める上では、松本市内のまちづくりや土地利用との整合性を吟味し、トラフィック機能道路およびアクセス機能道路の位置づけを明確にする必要がある。
- 3) 将来にわたり、人口構成や生活スタイルや都市構造など社会・経済情勢は変化し続けることから、トリップ特性も変化していくことが予想される。既存の交通ネットワークを有効に機能させるためにも、経路誘導板およびリアルタイム情報提供による経路誘導、市街地内への乗り入れ規制と併せた公共交通への乗り換え促進策など、ソフト的な対策とセットにした交通体系と、その利用方法が検討されるべきである。また、環境負荷削減を重視したコンパクトなまちづくりが推進される中で、公共交通および自転車交通などの環境に優しい手段のあり方も念頭に置く必要がある。

・また、内環状線の機能を発揮させるために、以下のような具体的な対応が求められる。

- 1) 内環状線へのアクセスが複雑なので、標識などを適切に配置し、環状線への誘導をスムーズに行い、交通容量の低下をまねかないように運用する。
- 2) 縦断勾配がきついため、降雪によるスリップによって交通容量が大幅に減少するおそれがある。滑り止めなど、走行速度が大幅に減少しないような対策を施す。

【 事業評価上の意見】

・今回、当該道路を評価するに当たっての課題として以下のようなことが指摘されたので、今後の参考とされたい。

- 1) 評価の際の資料として、当該区間や内環状線の情報だけを出されても、適切な評価ができない。5年ごとの義務的な「事業区間」としての評価ではなく、まちづくり政策全体において適切に整備が進められているかを計れる「進行プロセス上」の評価としていく必要がある。

- 2) そのためには、松本都市圏全体の都市計画の考え方が先にあり、まちづくりや総合的な交通体系の全体像の中で、内環状線がどういう位置づけを為すか、たとえば、通過交通処理機能、歩行者優先度、公共交通計画などを明確にする必要がある。
- 3) 特に昨今、現場の経済情勢や福祉、環境やエネルギー問題や景観、コミュニティ等の変化は著しい。そのため、生活の基盤となる街路事業などは、市町村のマスタープラン等と整合を図りつつ、事業規模や事業手法の変更も視野に入れながら、迅速かつ柔軟に、きめ細かに反映（調整）していく必要がある。

(3) 県営住宅建替事業：南松本団地（松本市）

(4) 県営住宅建替事業：小井川団地（岡谷市）

【 県案に対する審議結果】

県営住宅に関する2事業は、どちらも昭和20年代から30年代に低所得者向けに建てられ、老朽化が進んでいた。建替事業として採択されて以降9年が経過し、事業進捗率は50～60%台の事業である。

2つの団地とも人口・世帯数の減少が見込まれることから戸数を縮小しているが、旧住宅からの移転も円滑に進められて居住者との問題が生じていない。また、（割高ではあるが、）建材に県産木材を使用したり、バリアフリーに配慮したり、自治体が新たに定めた景観計画との整合を図ったりするなど、コスト削減の中でも柔軟に、積極的な工夫がなされ、好ましい住環境が整備されていた。

従って、コスト削減（前者は7億500万円、後者は2億1100万円）を図り、「事業は継続」とする長野県公共事業再評価委員会の案どおり、当該事業を進められたい。

【 事業推進上の多角的な意見】

・目下、県内では所得格差が拡大しており、県営住宅の倍率も2.5倍と低くはないので、県としては、高齢者世帯や母子世帯等を優先入居対象とするなどして、公平に公募・抽選を実施するシステムをとっているのが実情である。公営の住宅事業は、住宅を持ってない、あるいは民間賃貸住宅には（家賃が高くて）入れないといった人々をどうするかをセーフティネット＝「福祉政策」としての意味が大きい。そのため、本委員会では、長野県の住宅政策全体の考え方の資料を提供願ひ、方向性を確認した。

それによると、長野県では、将来的には若年層の住宅取得率も下がることも予想され、「住宅政策＝住宅供給」ではなく、空き家活用や家賃補助、新しい暮らし方の開発など多様な方策を検討する必要性がみられた。

また、従来から在る公営住宅の整備（建て替え）に関しても、利便性や景観形成、福祉対応など新しいまちづくりの視点を加え、計画・事業を推進することが望まれる。

・ただ、この半年から一年の間に、「100年に一度の世界的な金融危機」と大不景気、大量失業の実態が顕在化し、全国と同様、長野県内でも職や住まいを失った人々が出ている。こうした実態に対し、県では緊急に県営住宅の空き家98戸を開放し、速やかに柔軟な対応がなされたことを評価したい。

【 事業評価上の意見】

・今回、当該住宅を評価するに当たっての課題として以下のようなことが指摘されたので、今後の参考とされたい。

- 1) 評価の一つの判断材料となる費用対効果（B/C）の便益（B）は、市場で提供された場合の家賃＝「帰属家賃」と示されているが、ユーザー側に立った本来の便益は、むしろ、「帰属家賃－提供家賃」（どの程度、安価に居住できたか）である。国の一律の指標であることは理解できるが、適切な評価を行う（行政努力を伝える）ためには、県の住宅政策として「何をもって効果とするか」を示し得る指標、あるいは「住宅セーフティネットの考え方」などの補足説明を検討・工夫する必要がある。

(5) 広域基幹河川改修事業：犀川（信州新町 久米路）

【 県案に対する審議結果】

当該事業は事業採択後 9 年が経過しており、平成 20 年度末での事業進捗率は 44%、用地進捗率は 9%となる見込みである。近年の災害としては、平成 16 年と平成 18 年の豪雨による出水により、内水被害が発生している。1) 山間地の狭い平坦地に町の中心部が形成されていること、2) 水位上昇ポイントの久米路峡（景勝地）においても、保全策として施行に配慮がなされていること（河川トンネル工法）3) パラペットウォールを用い、（対費用の面からも）効果の大きい治水対策がなされていること、現地調査からも確認できた。

従って、「事業は継続」とする長野県公共事業再評価委員会の案どおり、当該事業を進められたい。

【 事業推進上の多角的な意見】 意見なし

【 事業評価上の意見】 意見なし

(6) 広域基幹河川改修事業：天竜川（岡谷市・辰野町 天竜川上流）

【 県案に対する審議結果】

当該事業は昭和 37 年に事業が採択されて以降、46 年が経過しているが、平成 20 年度末での事業進捗率は 53%、用地進捗率は 94%の状況にあり、残事業費も 75 億円超と大きい。近年の災害としては、平成 18 年に堤防の決壊等が 18 箇所で行き起こるなど大きな被害を出しており、事業の必要性も認められた。しかし、天竜川の区間の大部分が国管理河川で、諏訪湖から横川川合流地点までの上流部の一部区間だけを県管理区間とされていることから、国と県で整合のとれた河川改修が必要ながことが判明した。

今回の「一時休止」の理由は、国が管理する下流側の整備を進め、諏訪湖の氾濫防止として 600 t を放流する処理能力に段階的に対応することを待つための「一時休止」ということである。その国の直轄区間の事業スケジュールが明確になっていない状況下で、県の事業時期もいつまで「一時休止」かも不明であるが、県独自で他に打てる対策もないため、本委員会としても長野県公共事業再評価委員会の案どおり、「一時休止」が妥当と判断する。

【 事業推進上の多角的な意見】

- 当該事業のように、国と県の管轄が混在する河川区間は、長野県だけでなく全国に見られ、特に河川や砂防事業では、その上流区間を県が管轄し、下流区間を国が管轄しているケースが少なくない。こうした管轄の分離は、双方の事業の進捗に支障をきたすことにもなるうえ、国土保全の観点からも好ましいことではない。従って、複数の事業主体が混在する箇所や区間で工事を実施

する場合、事業主体間で十分に意思の疎通や調整を図り、意思統一がなされていることが必須条件である。

- ・当該事業では、「国の下流部区間の事業スケジュールが明確に保障されていない段階で、県の上流部区間の整備を推進することはできない」という事実により、「一時休止」とせざるを得ないといった県側の行政的判断はやむを得ない。しかし、治水対策の受益者である県民に対し、きちんとした説明責任を果たしているとは言い難い。
- ・治水事業をはじめ、国土基盤整備事業(公共事業)の受益者である県民ひいては国民の安全安心な暮らしを、一日でも早く実現するには、調整が必要となる事業主体間における解決策の検討が急務であるが、事業採択後 46 年も経過している当該事業については、あまりにも遅過ぎると言える。本委員会では、「管轄を一本化する＝一括管理」といった抜本的な解決策を視野に入れ、今からでも早急に検討を開始することを要望したい。

【 事業評価上の意見】

- ・今回、当該河川事業を評価するに当たっての課題として以下のようなことが指摘されたので、今後の参考とされたい。
 - 1) 県の説明資料からは、「事業の必要性があるのに、なぜ、一時休止なのか」、さらに言えば、処理能力を600tとすることも、国の河川整備基本方針でも織り込み済みの内容であり、今になって「休止」の意味が理解できなかった。重なる質疑と補足説明により、「現在、策定中の国の河川整備計画・原案で、釜口水門から500tに対応できる河川整備を向こう30年間で行うと書かれた段階」であり、「計画策定中の段階」にあることが、委員会としても理解できたところである。

(7) 広域基幹河川改修事業 : 奈良井川 (松本市・塩尻市・朝日村)

【 県案に対する審議結果】

当該事業は、昭和 16 年に事業採択されて以降、既に 70 年近くが経過しているが、平成 20 年度末での事業進捗率は 72%、用地進捗率は 79%となる見込みで、整備に著しい遅延が見られる事業であり、残事業費も約 135.5 億円と大きい。

災害面では、昭和 58 年に同川で溢水しており、大きな被害を出している。また、近年では、平成 11 年、平成 16 年に流域(支川)の田川沿川で内水被害が発生している。

事業の遅延の理由には、1) 鎖川や牛伏川、田川、女鳥羽川など、築堤工事においては上流部(支川)の整備を先行すること、2) 支川を含む総延長が 58km にも及ぶこと、3) 奈良井川沿川では市街化が進んでいたことなどがある。事業の著しい遅延や事業費規模面からの課題はあるが、同川の災害危険度が高いこと、上流部の支川との調整上やむを得ないことなどを考慮し、「事業は継続」とする長野県公共事業再評価委員会の案どおり、事業を進められたい。

【 事業推進上の多角的な意見】 意見なし

【 事業評価上の意見】 意見なし

(8) 広域基幹河川改修事業：松川（須坂市、小布施町 松川）

【 県案に対する審議結果】

当該事業は、昭和 39 年に事業採択された以降、44 年が経過しているが、平成 20 年度末での事業進捗率は 51%にとどまる見込みである。しかしながら、市街化区域を流れる急流河川であるため整備を進めた結果、平成 10 年までに築堤護岸等が整備され、計画流量に対する流下能力は 100%確保されている。また、その後は、乱流により浸食が進む下流部において、低水護岸工の施工や橋梁直下流の床止工などを進めてきた。

1)そうした整備の効果があり、流水が川の中央を流れ、川底の洗掘もなく安定していることから、現時点では残事業区間における低水護岸工等の整備の緊急性は低いとされること、2)減災を目的とし、洪水時における水位情報等の提供などによりソフト対策を十分に行っていくこと、3) 13.2 億円のコスト縮減が図れること、4) もともと水質が酸性のため、魚類等の生態系への影響もないことなどの理由から、「事業は中止」とする長野県公共事業再評価委員会の案を適切と判断する。

なお、当該事業の中止に関しては、地元市町村や流域住民にも十分に説明され、「事業を中止」とすることに対する理解が得られていることも確認できている。

【 事業推進上の多角的な意見】 意見なし

【 事業評価上の意見】 意見なし

(9) 広域基幹河川改修事業：蛭川（長野市 松代）

【 県案に対する審議結果】

当該事業は、昭和 35 年に事業採択された以降、48 年が経過しており、平成 20 年度末での事業進捗率は 79%、用地進捗率は 79%となる見込みである。災害面では、昭和 58 年以降は被害が見られない。事業の遅延の理由には、1) 蛭川や藤沢川など、流下能力の低い下流部（支川）の整備を先行したこと、2) 神田川沿川では市街化が進んでいたことなどがある。

本委員会の審議対象となった先述の(8)松川では、他区間の整備効果もあって災害に対する危険性が減少した（近年、災害実績が無い）ことから、当該区間の整備の緊急性が高くないとの理由で「事業中止」となっており、下流部の整備が終わっている蛭川については、災害履歴の面から事業の緊急性や重要性が高いとはいえなかった。

しかし、1) 天井川の構造であること、2) 地域住民（松代町河川愛護会）の要望が続いてきたこと、3) 約 4/5 の事業が終わっていること、4) 施工技術や建設材料の工夫をすることで 2 億円近いコスト縮減を図る努力をしていることなどを総合的に見て、「事業は見直して継続」とする長野県公共事業再評価委員会の案が妥当と判断した。

【 事業推進上の多角的な意見】

- ・ただし、神田川の改修事業については多くの委員から指摘された課題があった。それは、松代地区には全国的に有名な歴史的文化的文化財が多く、城下町としての風情ある景観が残されていることである。その護岸改修によって斜面に手を入れなければなくなる山の所有者（民間）とは、改修工事に関する話し合いがまだ行われていないこと（景観対応が遅れていること）は、大きな課題である。

- ・なお、山寺邸宅から象山神社にかけての山側の護岸をはじめ、神田川の山側の護岸については、地区の景観を損ねることがないように、護岸の景観計画（石積み、植栽の工夫）や保全計画等をきちんと見極めてから実施に移されることを、本委員会として強く要望する。

【 事業評価上の意見】 意見なし

(10)治水ダム建設事業 : 清川ダム (飯山市)

(11)河川総合開発事業 : 郷土沢ダム (豊丘村)

【 県案に対する審議結果】

清川ダムは事業採択後 16 年が経過しているが、事業進捗率は 3%、用地進捗率は 0%にとどまっている。郷土沢ダムも事業採択後 17 年が経過しているが、事業進捗率は 13%、用地進捗率は 0%である。

双方のダムとも、平成 15 年度の公共事業再評価で、「長野県治水・利水ダム等検討委員会の答申を尊重し、ダムによらない治水・利水対策を策定し現行事業を中止する」とし、住民参加による流域協議会の議論を尊重しながら、「ダムによらない治水・利水対策」(= 『脱ダム』ではなく、ダムの有無について多角的にゼロから見直す) を策定してきた。今回の委員会には、策定された計画の結果を諮るという位置づけである。

結果として、清川ダムでは治水安全度を 1 / 50 とした河川改修とし、利水対策としては「流雪溝の必要水量を見直すことでダムからの取水が不要になった」とあり、郷土沢ダムでは治水安全度を 1/30 とした河川改修とし、利水対策としては「当該地域の簡易水道の水源を、新規井戸 2 本による地下水で対応が可能である」とあった。

本委員会では、いずれのダムも、治水面や利水面について地元の納得を得、きちんとした合意に基づくものであることを高く評価し、「事業は中止」とする長野県公共事業再評価委員会の案どおり、当該事業の中止が適切と判断した。

【 事業推進上の多角的な意見】 意見なし

【 事業評価上の意見】 意見なし

(12)河川総合開発事業 : 角間ダム (中野市・山ノ内町)

(13)河川総合開発事業 : 黒沢ダム (安曇野市)

(14)河川総合開発事業 : 駒沢ダム (辰野町)

【 県案に対する審議結果】

角間ダム、黒沢ダム、駒沢ダムは事業採択してから、それぞれ 23 年、17 年、15 年が経過しているが、それぞれの事業進捗率は 4 ~ 6%、用地進捗率はすべて 0%にとどまっている状況にある。

3 つのダムとも、平成 15 年度の公共事業再評価で、「長野県治水・利水ダム等検討委員会の答申を尊重し、ダムによらない治水・利水対策を策定し現行事業を中止する」とし、住民参加による流域協議会における議論を続けているものの、技術的な課題があったり、地元との調整が難航したりで、治水・利水対策が確定できていない。

従って、治水・利水対策について地元との協議を詰めている現段階では、本委員会が事業評価を行えないため、「治水・利水対策が確定するまで一時休止」とする長野県公共事業再評価委員会の案どおり、当該事業の「一時休止」が妥当と判断した。

【 事業推進上の多角的な意見】

・3つのダムが「現在、どういう段階にあるか」について、本委員会が現在、確認できていることは以下のとおりである。

- 1) **角間ダム**：治水安全度を1/100とし、堤防へのパラペット設置と河床掘削及び水通し断面の拡幅を組み合わせた河川改修を基本案としているが、利水面で、ダムに代替する水道源（井戸）で水量をカバーできるかが不明であり、関係市で調査を続行している段階。地元との調整もあり、結果によっては、ダム中止の可能性もダム再開の可能性もあるところまで、本委員会として理解した。（確定時期は不明）
- 2) **黒沢ダム**：治水安全度を1/30とするが、河川改修だけでは対応できないので、沿川の原野に調整池を造る案で検討を続けている。また、利水面では旧三郷村が合併して安曇野市となり、目下、全量地下水とする新しい水道事業計画を、平成21年3月までに策定する見込みとなっている。これら治水・利水対策がすべて確定した後に地元調整（交渉）が発生するため、当該事業の中止あるいは再開についても時間はかかるものと理解した。
- 3) **駒沢ダム**：当該ダムは、ダム整備あるいは河川改修のいずれとしても、流量を確定する基本的なデータ（流域面積）が得られていない状況にある。その理由は、現地ではほ場整備が進み、複数の排水路ができて、系統が複雑化し、「どこまでが駒沢川の流域か」が確定できないことにある。利水対策についての検討は、治水対策策定後に行うこととされているため、地元関係者の合意のとりつけ等も考えると、当該事業の中止あるいは再開についても時間はかかるものと理解した。

【 事業評価上の意見】 意見なし

(15) 県営林道開設事業：長谷高遠線（伊那市）

(16) 県営林道開設事業：白馬小谷東山線（白馬村・小谷村）

【 県案に対する審議結果】

長谷高遠線は事業採択後28年が経過しており、平成20年度末での事業進捗率は83%、また白馬小谷東山線は事業採択後35年が経過しており、事業進捗率は59%となる見込みである。

林道の整備については、1) 森林の間伐が5～10年サイクルで計画的に実施されるものであること、2) 市場で木材の利用促進がなされない限り、伐採自体が進まないこと、3) 安価な外材に押される国内材市場、林業者の著しい高齢化などの複雑な背景があり、「林道を整備しないと山に入れない」「整備したからといって直ちに、林業生産活動の活性化に繋がらない」といった二律背反の状況下に置かれている。

本委員会としても、「林業生産活動の活性化が図られない」ことを理由に、「中止」や「一時休止」にできる事業ではなく、県内の林道整備に優先順位をつけることも困難であり、また、1) 長野県の林業や林産業が多角的に努力していること（森の食材、森林セラピー、木製ガードレール（国内初・

特許取得) 木材ペレットへの加工と活用など) 2) 将来的にみて、森林に包まれた長野県の「地域振興の固有資源」として育成・保全の意義(政策的な意義)が大きいこと、3) 災害時における緊急迂回路にも機能できること 4) 規模や工法の工夫により、コスト縮減の努力をしていることなどの成果や地域的価値も認められた。

従って、「事業は見直して(コスト縮減して)継続」とする長野県公共事業再評価委員会の案どおり、当該事業を進められたい。

【 事業推進上の多角的な意見】 意見なし

【 事業評価上の意見】

・「森林整備を促進するための林道整備」という目的は明確であるが、社会・経済的な背景から、それらが思うように進まない場合の評価をどうするかは、県土全体の政策(環境、産業、観光、生活、福祉等)全般にも関わることであり、永久的に難しい課題である。

今回の評価では、費用対効果(B/C)の便益(B)について、「木材生産(搬出)便益」、「森林整備経費(人件費)や水源かん養&環境保全の便益」、「一般交通便益」、「災害等軽減便益」、「森林の総合利用便益」など、多角的な視点から事業の中味を説明しようと試みていることを評価したい。

今後は、単発的な林道事業の是非の評価に陥ることなく、森林の多角的な活用事例等を県民や市場にPRし、林産を支える間伐材活用の「市場」のあり方や、森林(材)を多角的に活用する総合森林業の育成について、各委員が各々の専門分野と連携させて考えていかなければならない。

4. おわりに

本委員会は、国の公共事業再評価制度に基づく県の「公共事業再評価実施要綱」により設置された機関であるが、再評価に当たって国が定めた評価手法を専ら踏襲するのではなく、また県の再評価案の手続き的な追認や、県行政と本委員会との間だけの議論に終わらせることなく、各委員の専門的な見地から事業の妥当性・適切性を評価し、県民に代わって県民の目線から、きめ細かく意見具申するものでなければならない。

従って、「本委員会が期待される本来の役割を果たしているか」は、委員長をはじめとする全委員が、県民に問われるものであり、今後は、県民に対する委員会の公開や論議内容の説明のあり方についても、検討していかなければならない。

こうした姿勢に基づき、本年度の委員会運営は、審議の対象事業、委員会の進め方や開催回数、とりまとめの内容や形式などについて、委員会として「自立的」に行ったところである。今後、長野県においては、地方分権の流れを先取りし、新しい時代の委員会あり方を実践し、広く示していくことを期待する。